

氏 名	深 見 真 希
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 338 号
学位授与の日付	平 成 20 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研 究 科 ・ 専 攻	経 済 学 研 究 科 経 済 動 態 分 析 専 攻
学 位 論 文 題 目	ア メ リ カ 合 衆 国 危 機 管 理 に 関 す る 組 織 論 的 考 察

論文調査委員 (主 査) 教 授 田 尾 雅 夫 教 授 久 本 憲 夫 教 授 若 林 直 樹

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、アメリカ合衆国危機管理における組織的・人的側面について、「なぜ、アメリカ合衆国危機管理における弾力的な変革は可能なのか」という問いのもと、事例研究をおこなったものである。論文構成は全5章から構成され、第1章で議論の枠組みを文献研究や問題背景とともに提示し、第2章では今日のアメリカ合衆国危機管理の特徴を考えるために、同時多発テロ以降のアメリカ合衆国危機管理に関するケース分析を展開している。第3章では、第2章のケース分析で得られた特徴の発生史的考察をおこなうため、過程追跡を実施している。第4章では日米比較、第5章で全体をまとめている。

第1章では、これまで crisis management として議論されてきた組織危機管理研究的見地では、emergency management としてのアメリカ合衆国危機管理をとらえることの限界と、行政における組織開発的見地による議論の枠組みが提案された。

第2章では、2001年以降のアメリカ合衆国危機管理について、連邦レベル（政策）と州・地方レベル（政策実施）という2つの分析レベルから資料分析およびインタビューによるケース分析が展開された。ケース分析の結果、主に（1）連邦、州、地方、民間やボランティア部門、国民の76%も含めた全体で研究教育ベースのプログラムが展開されることを通時、単一連邦リーダーシップ（FEMA）、単一の国家標準（NIMS）のもとでアメリカ合衆国危機管理がひとつのシステムとして形成されていること、（2）軍隊は主たるプレイヤーとして登場しないため、危機管理パラダイムの転換があったのではないかということ、（3）近年の弾力的な変革は、同時多発テロという惨劇（外圧）への即時的対応だけでなく、アメリカ合衆国危機管理の根本的な土壌によるところが大きいのではないかということが考えられた。

第3章では、emergency management における連邦史上初の単一リーダーシップであるFEMAが設立された背景について、1978年のカーター改革を中心に過程追跡が展開された。結果、それまで戦時を想定していた危機管理に、平時における「研究開発、公共教育、訓練や国土利用の公式化、標準の構築」である「減災」という概念を持ち込んだことをきっかけに、危機管理のパラダイムが大きく転換していたことがわかった。以来、消防大学が牽引してきた研究開発を中心的原則としながら、システム・アプローチにもとづくアポリティカルな研究教育ベースの危機管理システムが形成されてきたのである。また、アメリカ合衆国危機管理がFEMAをトップ・マネジメントとするひとつのシステムに形成されていった背景には、大統領をマネジャーとし、行政を組織マネジメントと考えるアメリカ行政の原則も影響していた。今日のアメリカ合衆国危機管理は「職務を説明する領域」と定義されているが、ゆえにそれはマネジメント問題に主眼を置くことを示すものであると考えられた。カーターはまた、FEMA設立を「過程」ととらえ、状況に応じて変革していく柔軟性を強調した。この柔軟性の確保こそ、今日のアメリカ合衆国危機管理で弾力的な変革が可能になっている風土を創出することにつながったと考えられるのである。

第4章では、オールハザード・アプローチ（アメリカ）とシングルハザード・アプローチ（日本）という対比のもと、それぞれの特徴を比較し、日米の危機管理体制がまったく異なることが明らかにされ、第5章では本論文のまとめと今後の課

題が提示されている。

現代社会の危機管理とは、平時における「研究開発、公共教育、訓練や国土利用の公式化、標準の構築」という「減災」活動であり、また、常にゼロサムのな目標や評価が存在しない「過程」の取組みなのであるということが本研究から示された。

論文審査の結果の要旨

本論文は、アメリカ合衆国危機管理をケースとして、危機管理における組織的・人的側面においてどのような議論が展開されうるのかを例示した実験的な論文であったように思われる。本論文による学術的貢献の詳細については、以下のとおりである。

第一に、危機管理研究が確立されていないわが国において、危機管理の議論は、既存の研究領域のなかで関連する問題を扱うという形でおこなわれている。これまで、それは主に法学（法律、政治、国際関係）や工学（防災関係）という領域でおこなわれてきた。組織的・人的側面は、当然のことながら組織研究領域の問題である。特にアメリカ危機管理当局における組織的・人的側面の取組みは、経営学や組織論の概念、理論、用語で説明されており、したがって組織論や経営学の領域から接近されることが望ましいが、これまで危機管理組織のマネジメント・ケースに言及するような研究は、それらの領域においてなされることがなかった。その意味において、本論文のような研究は、経営学の裾野を広げると同時に、危機管理研究についても意義のあるものと考えられる。

第二に、行政学や政治学とは異なる経営学的見地からアプローチにより、危機管理というケースを通してアメリカ行政の新しい側面に言及した点である。特にカーター改革の意義に関する再考は、今後さらに研究を深め発展されることを期待したい。

危機管理研究が確立されていないわが国において、その組織的・人的側面に関する 이슈を体系的にまとめようと試みた本論文の意義は非常に大きい。

しかしながら、テーマ自体が大きく設定されたものであったため、課題も残されている。

第一に、日本の危機管理に対して、インプリケーションが薄いことである。本論文の結論として、日米の危機管理体制がまったく異なることが指摘されたが、日本の危機管理における問題に、本研究がどのように応えうるかを、具体的に示す必要があるだろう。

第二に、本論文は、アメリカ合衆国危機管理における発生史と2001年以降の取り組みについて事例研究したものであり、その間の過程追跡が欠けているため、結論に飛躍がみられる。今後は歴史全体を網羅する過程追跡の緻密性が要求される。また、その際、より批判的な視点をもつことが肝要である。

全体的に論文としてのまとまりはあり、また着眼点や内容に相応のオリジナリティもある。したがって、以上の課題は本論文の成果を損なうものではなく今後の発展を期待するものであり、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成20年2月21日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。